

## 準建材トップランナー制度の対象範囲及び対象事業者について（案）

### 1. 対象範囲からの除外についての考え方

建材トップランナー制度の原則1では、次の建築材料を原則として対象範囲から除外することとしている。

- ①特殊な用途に使用されるもの
- ②技術的な測定方法、評価方法が確立していないもの
- ③市場での使用割合が極度に小さいもの

硬質ウレタンフォーム断熱材（現場吹付け品）は、JIS A 9526：2015において、発泡剤の種類及び用途により、A種1・A種1H・A種2・A種2H・A種3・B種に区分されている。B種は、「フロン類を含むもの」とされており、資料3により対象から除外する。

それ以外のA種1、A種1H、A種2、A種2H、及びA種3のうち、A種1、A種1H、及びA種3については①～③のいずれにも該当しない。

一方、A種2及びA種2Hの製品は現在流通していないことから③に該当するものの、仮に流通した場合には、他のA種1、A種1H、及びA種3と同様に性能向上が求められることが想定される。したがって、A種2及びA種2Hについても準建材トップランナー制度の対象とすべきと考えられる。

### 2. 硬質ウレタンフォーム断熱材（現場吹付け品）における準建材トップランナー制度の対象範囲

硬質ウレタンフォーム断熱材（現場吹付け品）の断熱性能は、ウレタンフォーム原液の成分等に依存している。したがって、硬質ウレタンフォーム断熱材（現場吹付け品）の断熱性能を向上させるためには、原液の改善が不可欠である。

このことから、硬質ウレタンフォーム断熱材（現場吹付け品）における準建材トップランナー制度の対象範囲は、以下のものとした。この場合において、準建材トップランナー制度の対象者は「現場吹付け品に係る硬質ウレタンフォーム原液の製造事業者等」とすることとした。

- 現場吹付け品：JIS A 9526：2015においてA種1・A種2（ハイドロフルオロオレフィン（HFO）を発泡剤とするA種1H・A種2Hを含む。）及びA種3に分類される硬質ウレタンフォーム原液を原料とした現場吹付け品

### 3. 硬質ウレタンフォーム断熱材（現場吹付け品）における対象事業者

建材トップランナー制度では、省エネ法第81条の5で準用する同法第79条第1項に基づき、熱損失防止性能の向上に関する勧告及び命令の対象となる事業者（対象事業者）は、年間の生産量又は輸入量が一定以上の者に限定されているが、硬質ウレタンフォーム断熱材（現場吹付け品）については、準建材トップランナー制度の対象とするため、対象事業者の閾値は設けないこととしたい。